

# 愛知川東小学校 増改築工事の契約を議決

(30年3月25日完成予定)

# 6月定例会



大型改修が決まった愛知川東小学校

## あらまし

6月定例会が6月6日から20日まで15日間開催された。第1日目に一般質問が行われ、6議員が愛荘町の農林・商工政策、福祉、教育、中山道再生整備、通学路と生活道路の安全確保問題などを取り上げ、町政を質した。第2日目は、町長から提案のあった報告1件、条例改正6件、契約の締結1件、一般会計補正予算1件を審議した。第3日以降は各常任委員会で「29年度の事業進捗状況」

を担当課の報告に基づき、町長・部長・担当課長を交えて質疑をした。最終日の20日には、国民健康保険特別会計補正予算1件、追加提案された契約の締結3件を審議した。この中には、愛知川東小学校の児童増加・老朽化に伴う大型増改築工事に係るものがあり、29・30年度において着工されることになった。

## A 条例制定

次の6件に係わる条例改正が行われた。

### 議案第33号

#### 愛荘町個人情報保護条例の一部改正

個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の一部改正に伴い所要の改正をするもの。

第2条 指紋データ、旅券番号等の「個人識別符号」が個人情報に該当することを明確にするため「個人情報」の定義を改正する。人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪歴、不当な差別、その他の不利益が生じないように配慮が必要で

ある個人情報について「要配慮個人情報」として定義する。第6条・第15条 「要配慮個人情報」においても収集の制限や電子計算機処理の制限を規定する。公布の日から施行する。

### 議案第34号

#### 愛荘町個人情報保護条例の一部改正

①第6条（個人情報の収集の制限）・15条（電子計算機処理の制限）は誰が誰を制限するのか。また、その根拠は。②第17条（個人情報取扱事務登録簿）の管理者は誰か。③第20条（保有個人情報の開示義務）で第3者の請求を想定しているのか。④第38条（個人情報の提出先への通知）実施機関と情報提供者等の関係は。

（辰己 保護員）

### 答

（総務部長）  
個人情報保護法については、個人情報保護法制定時には考えられなかった情報通信技術の進展によるグレイゾーンの拡大、ビッグデータなどの環境変化に対応するため、「個人情報の定義の明確化」「要配慮個人情報の追加」が改正された。

また、国の「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の改正については、本町のような規模の自治体が保有する個人情報の利活用に対するニーズは未知数であることから今回の条例改正には含めていない。

### 答

（総務課長）  
①愛荘町個人情報保護条例に規定されている実施機関である。その実施機関が要配慮個

### 問

①町には、個人のプライバシーに係る多くの個人情報がある。今回の改正は、ビッグデータの活用を図ることを目的に行われたものであり、一度に多量の情報が流出しミスが生じた場合取り返しのつかない事態となる。事故防止のためにどのような対応を考えているか。

②ビッグデータの情報提供は、どの段階で、誰が決定するのか。また、責任の所在は明らかにされているのか。

③「要配慮個人情報」については、本人の同意を得ることが義務付けられているが、この義務は「開示請求提供者」に対するものか「情報提供者」に対するものか。もし、開示請求者に対するものであった場合、情報提供者はどのような

に確認するのか。

（西澤 桂一議員）

### 答

（副町長）  
総論的に、個人情報（ビッグデータ）等の使用に対してきっちり縛りをかけようとするのが今回の条例改正の趣旨である。

法律に併せて条例でも個人情報を守っていく手立てをしているが、非識別加工情報といわれる情報については、どのようなものがどれくらいあるのかなど条例の範囲内ではわかっていない。ビッグデータの取り扱いに関しては、法律には規定されているが条例では設けていない。

### 答

（総務部長）  
①現段階では、多量のデータが出るまで条例では取り込んでいない。ただ、法的に決められたものについて一部市町村間でのやりとりはあるが、民間とのやり取りは今回の条例改正では想定していない。セキュリティについては、滋賀県の情報セキュリティクラウドに乗るなどしながら、まずはシステム上の課題につ

### 議案第35号

#### 愛荘町情報公開条例の一部改正

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い所要の改正をするもの。

第7条第1号中に「文書、図画もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。」を加える。公布の日から施行する。

### 議案第35号

#### 愛荘町職員の育児休業等に関する条例の一部改正

児童福祉法の改正等により人事院規則の一部が改正された。これに伴い愛荘町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するもの。平成29年4月1日から適用する。

### 問

現在の育児休業の期間はどれだけか。また、どれだけ延長されるのか。

（河村 善一議員）



愛荘町職員研修の様子